

商品概要説明書

投資信託セット型定期貯金

(大口定期貯金)

商品名	・投資信託セット型定期貯金（大口定期貯金）
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 3か月
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（1）および（2）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 （1）次の預入期間に応じた利率 <ul style="list-style-type: none"> ① 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> A 6か月未満 解約日における普通貯金利率 B 6か月以上1年未満 約定利率×50% C 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> A 6か月未満 解約日における普通貯金利率 B 6か月以上1年未満 約定利率×40% C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E 2年以上3年未満 約定利率×70%

	<p>③ 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>C 1年以上2年未満 約定利率×20%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>D 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>E 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>④ 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>B 6か月以上2年未満 約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>C 2年以上3年未満 約定利率×20%</p> <p>D 3年以上4年未満 約定利率×30%</p> <p>E 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(2)</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJ Aバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 				
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 				
<p>投資信託</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1534 598 1601"> <p>対象ファンド</p> </td> <td data-bbox="598 1534 1527 1601"> <p>詳細につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1601 598 2157"> <p>留意事項</p> </td> <td data-bbox="598 1601 1527 2157"> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は貯金でも共済商品でもありません。 ・投資信託は元本の保証はありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・J Aバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。 ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。 </td> </tr> </table>	<p>対象ファンド</p>	<p>詳細につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。</p>	<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は貯金でも共済商品でもありません。 ・投資信託は元本の保証はありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・J Aバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。 ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
<p>対象ファンド</p>	<p>詳細につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。</p>				
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は貯金でも共済商品でもありません。 ・投資信託は元本の保証はありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・J Aバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。 ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。 				

		<ul style="list-style-type: none"> 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。 購入時：購入時手数料がかかるファンドがあります。 運用期間中：運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。 換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。 <ul style="list-style-type: none"> また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。 お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
J A バンク 資産運用 サービス	対象コース	詳細につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。
	お取引にあたってのリスク	<ul style="list-style-type: none"> 本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客さまに代わって運用を行いますが、これらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。 本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等（いずれも外貨建てのものを含みます。）を最終投資先とする投資信託にて行います。 投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。 投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。 本サービスでは、減額（一部解約）等の契約変更および契約の終了（解約）に際して、お申し込みを受付けることができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申し込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ「投資一任契約の契約締結前交付書面（J A バンク資産運用サービス）」、「J A バンク資産運用サービス 投資一任契約約款」、「J A バンク資産運用サービス（愛称：まかせるぞう）サービス内容説明書」をお渡ししますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。 本サービスにかかる投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。 本サービスは、貯金や共済契約ではありません。また、元本保証はなく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではございません。
費用	<ul style="list-style-type: none"> 本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大1.43%（年率・税込）がかかります。 投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用（信託報酬）や信託事務の諸費用（監査費用を含む）など、間接的にお客さまがご負担する費用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限0.22%（年率・税込）となります。信託事務の諸費用（監査費用を含む）は、「国内株式インデックス・オープン（ラップ向け）」、「国内債券インデックス・オープン（ラップ向け）」、「国内リートインデックス・オープン（ラップ向け）」、「ヘ 	

		<p>ッジ付先進国株式インデックス・オープン（ラップ向け）」、「先進国債券インデックス・オープン<為替ヘッジあり>（ラップ向け）」および「先進国リートインデックス・オープン<為替ヘッジあり>（ラップ向け）」については各投資信託の純資産総額に対して上限0.11%（年率・税込）、その他の投資信託については運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途、各投資信託が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>		<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA統合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAさがみ